

予防接種を受けた方への注意事項(B類定期接種用)

1. 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応が起こることがあります。

医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

2. 副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

3. 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

4. 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や多量の飲酒は避けましょう。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種の副反応による健康被害は、きわめてまれですが、不可避免的に生ずるものですので、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種との因果関係が認定された方を迅速に救済するものです。当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、市町村長は健康被害に対する給付を行います。

給付内容の種類は以下のとおりです。

- | | |
|-------------|--|
| 1 医療費及び医療手当 | 医療に要した費用及びその入院通院等に必要な諸経費を支給
(入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に限る。) |
| 2 障害年金 | 障害の程度に応じて支給 |
| 3 遺族年金 | 死亡した方が生計維持者の場合、遺族に支給(10年間を限度) |
| 4 遺族一時金 | 死亡した方の配偶者または同一生計の遺族に支給 |
| 5 葬祭料 | 死亡した方の葬祭を行う方に対して支給 |

詳しくは、お住まいの市町村予防接種担当課まで、お問い合わせください。